デジタル放送推進のための行動計画（第８次）
前期フォローアップ

２００８年5月３１日

地上デジタル推進全国会議

２００７年１１月末に策定した第８次行動計画の「各主体が取り組むべき事項」（同計画第二部参照）のうち、政府、地上デジタルテレビジョン放送事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機メーカー、販売店、地方公共団体等が取り組むべき事項について、同計画策定後の６ヶ月間における実施状況は、次の表のとおりである。

【政府】

取り組むべき事項	実施状況
１．　周知・広報 ２００７年度中に改訂する「地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画」を踏まえて、これまで実施してきた幅広い視聴者を対象としたポスター・リーフレットや政府広報等による周知・広報に加えて、個別の共聴施設等に対する周知・広報の推進に取り組む。	・総務省では、２００８年３月から、家電量販店や地域電機店でアンテナ確認チラシを配布（９５万枚）。 ・総務省では、アナログ受信機へのアナログテレビ放送終了告知シールの貼付によるアナログ終了告知を推進（２００７年度実績約１８０万枚）。 ・総務省では、テレビや機械に関する認知の低い層を対象としてデジタル化の意義・受信方法等を分かりやすく解説した動画コンテンツを作成。 ・総務省総合通信局等では、視聴者からの電話相談対応を実施するとともに、放送事業者等関係団体で構成する受信環境クリーン協議会等と連携し、地域イベントの開催場所などにおいて臨時の受信相談窓口を開設するなど、あらゆる機会を捉えて周知・説明を実施中。 また、共聴施設の設置者や保守業者等に対して、共聴施設等のデジタル改修方法等について説明会や講習会を計画的に実施中。 ・内閣府政府広報において、受信方法等を解説したフラッシュコン

	テンツを作成し政府広報オンラインに掲載。総務省ＨＰ（予定）、総務省総合通信局のＨＰにリンクを掲載。
２．　共聴施設への対応 全国約２万施設と推計される辺地共聴施設については、デジタル化に際して受信点変更が必要となる場合があるなど、相当規模の改修経費が必要となる場合があり得る。受信環境の整備は、視聴者の自助努力によることが原則であるが、視聴者間の負担の公平性や、２０１１年の地上デジタルテレビ放送への全面移行までの限られた期間等の事情を勘案し、改修費用が著しく過重となる場合等について、２００７年度予算で、辺地共聴施設改修に対する支援制度を創設し、２００８年度予算では、この制度を拡充する方向で予算要求を行っている。 また、辺地共聴施設に加え、全国約５万施設と推計される都市受信障害対策共聴施設や全国約５２万施設と推計される集合住宅共聴施設のデジタル化対応の促進に向けた取組の強化のため、放送事業者、建築関係団体、経済団体、工事関係団体等に加え地方公共団体の協力も得て、都道府県ごとに連絡・連携体制を整備し、この体制も活用して周知広報活動等を行っていく。 さらに、把握している共聴施設設置者等に対しては、関係機関と密接に協力して、共聴施設のデジタル化改修の計画や改修の実施状況に関する調査を行い、デジタル化改修の進捗状況を把握する。	・総務省では、２００８年度予算※で、辺地共聴施設の改修支援制度を拡充（補助率アップ、事業主体・対象地域の拡大）。 ・総務省では、２００７年９月から順次、都道府県単位で放送事業者、地方公共団体、ＣＡＴＶ関係団体、経済団体、工事関係団体、建築関係団体等で構成する連絡・連携体制を構築し、共聴施設のデジタル改修促進に向けて周知広報活動等を実施中。（２００８年３月全都道府県において連絡・連携体制を構築済み）。 ・総務省では、都市受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設のジタル化改修の計画や改修の実施状況に関するサンプル調査を行った。また、平成１９年度末現在の辺地共聴施設（約１万１千施設の自主共聴を対象）のデジタル化対応状況を把握した。（デジタル化率４．６％） ・総務省では、共聴施設の地上デジタル放送対応に係る工事能力に関する実態調査を行った。併せて、共聴施設を含む受信側の工事集中回避の方策について、放送事業者、関係機関等との連携のもと検討するため、２００８年５月全国地上デジタル放送推進協議会対策部会にデジタル促進・受信ＷＧ合同アドホックを設置した。

併せて、共聴施設の工事体制整備の在り方の検討に資するため、関係団体と連携して、共聴施設設置・施工業者における工事能力の調査を行い、現状を把握する。	
３．　ギャップフィラーの制度化 　地上デジタルテレビ放送の円滑な普及促進を図るため、経済性にも優れた簡易な小型中継局（ギャップフィラー）について、２００７年５月に山間辺地用ギャップフィラーの技術基準を策定し、１０月にそのギャップフィラーを用いた受信障害対策中継放送の制度をスタートさせたところであるが、今後、都市部におけるギャップフィラーの制度化を２００８年４月頃までに完了できるよう、引き続き取り組む。	・総務省では、２００７年１０月にギャップフィラーを用いた受信障害対策中継放送の制度をスタートさせた。また、都市部におけるギャップフィラーの制度化に併せて、技術基準適合証明が受けられる無線設備（特定無線設備）とするための規定の整備、適合表示無線設備のみを使用する放送局について簡易な免許手続を可能とするための規定の整備及び当該放送局の無線設備の操作を無線従事者の資格を要しない簡易な操作とするための規定の整備を、２００８年５月中に完了した。
４．　デジタル混信の対策 　デジタル混信対策の推進のため、予算・制度立案等の面において支援策を検討しているところであり、予算については、２００８年度予算で措置できるよう要求を行っている。	・総務省では、２００８年度予算※でデジタル混信対策のための補完中継局及び有線共聴施設の整備支援制度を創設。 ・デジタル混信対策に使用することができるギャップフィラーについては、本年５月中に制度化完了。
５．　税制等の措置 　地上デジタルテレビ放送の全国普及に向けて、税制上の特例措置等を講じ、放送事業者の投資環境を整備しているところであり、引き続き、投資環境整備に取り組む。	・２００８年度においても、民間放送事業者の中継局整備等に係るデジタル化設備投資を加速・推進する観点から、 ・財政投融資（低利融資・高度デジタル特利）の延長 ・国税（法人税）特別償却、地方税（固定資産税・不動産取得税）

	課税標準の特例措置の継続。 ・政府系金融機関によるデジタル中継局整備に係る資金の貸付に対する利子補給制度の実施 による投資環境整備を実施
６．　中継局整備の支援 放送事業者のデジタル中継局整備について、２００７年度予算で、一定の条件を満たすデジタル中継局に対する支援制度を創設（２００７年度限りの措置として創設）したが、２００８年度予算では、引き続き支援を行うことができるよう、新たな制度創設に向けて予算要求を行っている。	・総務省では、２００８年度予算※で、デジタル中継局整備支援を拡充（補助率・事業主体の拡充）
７．　アナログ放送の終了計画等 アナログ放送を終了するまでに生じるであろう課題の把握と対策・対応体制の在り方について、放送事業者とともに、２００８年８月までに基本案を検討し公表する。 また、アナログ放送終了のための具体的計画について、放送事業者とともに検討を行い、２００８年８月までに立案し、公表・周知する。	・総務省では、アナログ放送を終了するまでに生じるであろう課題等について、放送事業者とともに、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」に報告。 ・総務省では、アナログ放送終了のための具体的計画について、放送事業者とともに、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、「アナログ放送終了計画案」として、２００８年４月に公表。
８．　地域レベルの相談・対策体制の整備 ２００８年度後半において、全国１０箇所程度の「地域相談・対策センター（仮称）」を設置するために、２００８年度予算で必要な予算が確保できるよう、予算要求を行っている。また、同センターにおいて地域毎のきめ細かな相談対応	・総務省では「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」を２００８年度においても継続開設（２００７年度受付件数９９，８９６件） ・総務省では、地域レベルの相談・対策体制を整備するため、２０

ができるよう、関係事業者、業界団体、地方公共団体等との連携の在り方を検討する。	０８年度予算※により２００８年秋全国１０ヵ所程度に支援センターが設置され、受信相談対応等が行えるよう準備に着手。 ・総務省では、支援センターにおいて、地域毎のきめ細かな相談対応ができるよう、関係事業者、業界団体、地方公共団体等との連携体制として、「連絡調整会議（仮称）」の設置に向けて準備に着手。（２００８年１０月までに都道府県レベルでの設置を想定）。
９．　衛星によるセーフティネット ２０１１年のアナログ放送終了までに、デジタル中継局等の整備により地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域については、衛星により地上デジタルテレビ放送の番組を送り届けられるよう、放送事業者とともに、具体案を作成し、２００７年内に公表するとともに、２００９年度内の運用開始を目指して取り組む。	・総務省では、衛星により地上デジタルテレビ放送を暫定的に送り届ける方法について、放送事業者とともに、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、２００７年１２月に「衛星セーフティネットに関する検討結果」として公表。 ・「衛星セーフティネットに関する検討結果」を踏まえて、引き続き、情報通信審議会で検討を行っていただき、同審議会の次期中間答申（２００８年６月予定）で提言をいただく予定。
１０．　コンテンツ振興 デジタル化の進展と高度な放送サービスの展開に見合った全国的なコンテンツ制作力の向上のための民間による取組を促進するため、地域に密着したコンテンツの流通促進やこれにかかわる人材育成等の環境整備を図る。	・総務省では、地域に密着したコンテンツの流通促進やこれにかかわる人材育成等の環境整備を図るため、各総合通信局のコンテンツ流通促進官のもと、各地域の状況に応じて、地域と連携した協議会設置やイベントの開催等、地域コンテンツ流通促進に関する取り組みを実施。
１１．　簡易で低廉なチューナーが流通する環境整備 アナログテレビでデジタル放送を視聴するための必要最	・総務省では、社団法人デジタル放送推進協会(Dpa)に協力を求め、

小限の機能を持つチューナーについて、関係団体における仕様検討等を働きかけることなどにより、その実現に向けた環境整備に努める。	２００７年１２月に、同協会が地デジ完全移行に向けた「簡易なチューナー」の仕様ガイドラインの公表。Dpa と連携して、本仕様ガイドラインの活用など受信側の環境整備に向けた取組を実施。
１２． 受信機器購入に対する支援 受信機器の購入は、視聴者の自己負担であることを原則としつつ、情報通信審議会第４次中間答申で示された基本的考え方を踏まえ、これまでアナログ放送を視聴していた世帯が、経済的な困窮度が高いためにデジタル放送が視聴できなくなるような場合を想定し、支援対象者や支援範囲を厳密に限定した上で、支援の具体策を２００８年８月までに検討し公表する。	・２００７年１２月から、情報通信審議会において検討を行っていただいているところであり、同審議会の次期中間答申（２００８年６月予定）で提言をいただく予定。
１３． 公共施設のデジタル化 関係省庁が連携して、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等において、計画的改修の検討を行う。	・関係省庁が連携して、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において検討を行い、２００８年５月に、「アクションプラン骨子」を公表。
１４． 廃棄・リサイクル対策 デジタル放送の移行に伴い廃棄・リサイクルされるアナログ受信機に対する対応について、総務省、経済産業省、環境省等の関係省庁が連携して、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等において、検討を行う。	・関係省庁が連携して、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において検討を行い、２００８年５月に、「アクションプラン骨子」を公表。
１５． 「悪質商法」対策	

地上放送のデジタル化への対応について、十分な知識を持っていない視聴者が悪質商法の被害にあうおそれがあることから、その対策について、関係省庁が連携して「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等において検討を行う。	・関係省庁が連携して、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において検討を行い、２００８年５月に、「アクションプラン骨子」を公表。
１６．　関係業界への働きかけ 地上デジタルテレビ放送への移行促進のために、メーカー、工事業者、販売店、建築物管理業者・工事業者等に、必要な働きかけを行っていく。例えば、アナログ受信機でデジタル放送を視聴するための必要最小限の機能を持つチューナーの実現に向けた協力をメーカー等に要請する取組、共聴施設の早期改修に向けて共聴施設の所有者等への周知広報を建築物管理業者等に要請する取組等を行う。このような要請にあたっては、総務省は、必要に応じて、関係省庁や全国地上デジタル放送推進協議会等と連携して行うこととする。	・総務省では、各種会合の機会をとらえて、アナログ受信機でデジタル放送を視聴するための必要最小限の機能を持つチューナーの実現に向けた協力をメーカーに要請。 ・総務省では、２００８年１月、集合住宅等の共聴施設の早期改修に向けて、共聴施設所有者等に対する周知広報への協力を関連団体に要請した（国土交通省経由で同省所管関連団体への要請文を発出）。 ・総務省では、２００８年２月に、簡易なリモコンの開発とその普及推進について、社団法人電子情報技術産業協会（ＪＥＩＴＡ）に要請。

※地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業として、①デジタル中継局整備支援、②共聴施設の整備支援、③デジタル混信対策、④デジタル受信相談体制の整備の合計で約５２億円を計上。

【地上デジタルテレビジョン放送事業者】

取り組むべき事項	実施状況
１．　放送エリアカバー アナログテレビ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタル化後も１００％カバーされることとなるよう、引き続き努力を行う。 特に、中継局ロードマップにおいて、「検討中」とされている中継局及び既存のアナログ中継局に替えて共聴施設やケーブルテレビ施設を設置することとされている地域については、施設の建設や住民の加入促進について、一義的には放送事業者の責任において行うものであることに鑑み、該当する全ての中継局及び地域を２０１０年末までにどのように措置するかの具体案を、２００８年３月目途の中継局ロードマップ改定までに整理することに努め、当該地域の視聴者及び地方公共団体に対して示すこととする。 また、市町村別ロードマップにおいて、「新たな難視」又は「デジタル化困難共聴」とされた地域については、２０１１年までに、国や地方公共団体と連携して、受信状況の精査やギャップフィラーの整備などの対策を進めることにより対象地域をできる限り減少させるよう努めるとともに、その結果を市町村ロードマップのフォローアップに反映させる。そして、遅くとも「衛星によるセーフティネット」が終了するまでの間に、それらの地域の視聴者がデジタル放送を受信できるよう、関係者と連携して、放送事業者が取り組む。 さらに、周波数の逼迫等により発生するデジタル混信につ	・放送事業者は、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、２００８年３月に、中継局ロードマップを改訂し、「検討中」とされていた中継局を含め全ての中継局の整備時期を明示するとともに、「共聴/ケーブル」とされている地区の対応時期についても明示した。 ・放送事業者は、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、２００８年６月目途に、市町村別ロードマップのフォローアップを行う方向。 ・デジタル混信対策の主体等に関する基本原則については、本年４月、全国地上デジタル放送推進協議会において合意の上、整理済み。 ・放送事業者は、デジタル混信対策の実施のあり方などについて、総務省とともに、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行うとともに、国との緊密な協力関係のもと、例えば、徳島県内における大阪波の混信を遅延調整により解消するなどの取組を実施。

いても、無線局の免許人である放送事業者としての責務を果たすべく、主体的な対応の取組を行う。	
２． 周知・広報活動等 第一部に掲げる各関係者との連携による周知･広報活動の展開に加え、それぞれの放送対象地域内の視聴者に向けた各事業者の個別自主的な周知･広報活動への取組を一層強化する。 特に、地上デジタルテレビ放送のメリットや受信方法（例えば、辺地共聴施設、都市受信障害対策施設、集合住宅、戸建て住宅等のそれぞれについて必要な対応）を紹介する番組の制作及び放送に関して、その内容等について、２００８年３月までに検討を行い、改定が予定されている「地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画」に盛り込む（第一部「Ⅳ 周知・広報活動等の推進」「１.地上デジタルテレビ放送の着実な普及に向けた周知広報等の推進」参照）。 また、地上デジタルテレビ放送への移行をさらに促進するために、アナログ放送からデジタル放送へ移行するメリットを視聴者がより実感できるような番組制作についても積極的に取り組む。	・放送事業者は、アナログ放送終了のための具体的計画について、総務省とともに、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、「アナログ放送終了計画案」として、２００８年４月に公表。 ・同計画では、 民放は、ネット番組については、各系列でＰＲ強化月間を設定し、多様な番組で取り上げていくこと、ローカル番組については、ＰＲ共通素材の活用を含め、各局が臨機応変に放送を行うこと。 ＮＨＫは、広報番組のほか定時番組、特集番組等、多様な番組で放送するとともに、地域放送においても、地域の関心に応じて継続的に取り上げていくこと。 として取り組む予定。 ・具体的には、ＮＨＫでは、平成１９年度放送の定時番組「デジタル放送なんでも相談室」に替わって、２０年度は「デジタルＱ」の放送を開始した。この番組ではデジタル放送のメリットや受信方法をはじめ、様々な視聴者の疑問に答えている。また各地域の放送局でも独自に、昼前や夕方の情報番組の中にデジタル放送のコーナーを設け、地域の実情に合った対応をしている。
３． 地上デジタル放送の受信相談等 地上デジタルテレビ放送の受信に係る視聴者からの疑問に応えるため、視聴者対応部署等の充実や地上デジタルテレ	・ＮＨＫでは、辺地共聴施設のデジタル改修の促進に向けて、地方総合通信局が主催する工事業者・保守業者向けの講習会の実施にあ

ビ受信技術に係る対応力強化を図り、視聴者に適切な助言を行う。 ケースによっては、地上デジタルテレビ放送の受信状況の確認を行い、視聴者への助言のための参考情報として活用する。また、既存の中継局を共聴施設やケーブルテレビ施設により代替する場合に、放送事業者が責任を持って、現在の視聴者への対応窓口を明確にして周知を行う。 地域内の販売店や工事業者等に対しても、地域内の地上デジタルテレビ放送の受信に関する適時適切な情報を提供することに努める。	たり、講師を派遣し技術的な助言や質問への対応を実施中。
４．　地上デジタルテレビ放送の特長を活かした放送サービスの充実 ハイビジョン放送は、視聴者にもっとも支持されている地上デジタルテレビ放送の特長の一つである。放送事業者は、第７次行動計画に基づき、ハイビジョン放送の比率を高め、ＮＨＫ総合では１００％、民放では７８％以上に達している。 視聴者のアナログテレビ放送からの移行促進を図る観点からも、来年の北京オリンピックを機に、デジタル普及世帯率が約５０％に達する見込みであることを踏まえて、一層、地上デジタルテレビ放送の特長を活かした放送サービスの充実を図る。 ①　撮影から編集・制作までをすべてハイビジョンで行う「ピュアハイビジョン番組」や標準画質で複数の番組	・地上デジタルテレビジョン放送の健全な発達と円滑な普及への適合性について、「地上デジタルテレビジョン放送局の免許及び再免許方針（平成２０年４月１日施行）」に次の内容を規定した。 【デジタル放送普及のための取組】 地上アナログテレビジョン放送から地上デジタルテレビジョン放送への円滑な全面移行を促すような、デジタル技術の特性を生かした放送を実施すること。 特に、ハイビジョンカメラ等により制作、編集された番組を放送する高精細度テレビジョン放送（以下「ピュアハイビジョン」という。）又は一の周波数で複数の標準テレビジョン放送の放送番組を同時に送るマルチ編成（以下「マルチ編成」という。）をできるだけ多く実施すること。

を放送するマルチ編成の放送など、デジタルテレビ放送の特長を活かした放送を一層充実させる。ＮＨＫ総合については、海外からの購入番組・映像や一部のローカル局発の生中継番組、マルチ編成等の場合を除き、ピュアハイビジョン番組を中心とする。民放各局においては、ピュアハイビジョンの比率の一層の向上を図る。 ② ハイビジョン放送とともに、よりデジタル放送番組の豊かさを視聴者に提供するために、５．１ｃｈサラウンドによる高音質番組の充実も図る。 ③ データ放送を充実させるとともに、標準画質で複数の番組を放送するマルチ編成放送や双方向番組などの充実を図る。また、字幕放送や解説放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実を図る。 ④ サイマル放送の枠組みの範囲で、アナログテレビ放送とは異なる特色あるデジタルテレビ放送の実施のための工夫を行う。	(参考)従来は、黒帯やＳＤ（スタンダート画質）品質の画質であっても、走査線数が高精細度テレビジョン放送の定義による走査線であればＨＤとしてきたが、現在は、撮影から編集・制作までをすべてハイビジョンで行うピュアハイビジョンの比率が高くなり一般的な放送形態となっている。当該免許方針においては、ハイビジョンの比率及びサイマル規制を削除しています。 ・民放は、地上デジタルテレビ放送の特長を活かし、高画質・高音質の「ピュアハイビジョン番組」の一層の充実に努めるとともに、各社それぞれが工夫を凝らし、デジタル放送ならではの放送サービスを開発・実施中。 ・ＮＨＫではプロ野球中継などスポーツの生放送はできるかぎり５．１サランドで放送している。他にもＮ響演奏会や「歌謡コンサート」などの音楽番組、アニメなども５．１サランドで放送している。２０年８月には北京五輪が開催されるが、全種目５．１サランドで放送する予定である。 ・データ放送はニュースや気象情報に加え、暮らしに役に立つきめ細かな地域情報や生活情報をさらに充実させている。災害時には「地震・津波情報」や「避難場所」などの情報も放送している。 　また、「紅白歌合戦」や特集番組のリクエスト、クイズに参加できる双方向番組の開発にも力を入れている。 ・マルチ編成は教育テレビの定時の語学番組や趣味番組で既に放送しており、視聴者から好評を得ている。総合テレビではプロ野球中継が続いている中で、ニュースを放送する際にマルチ編成を行っており、デジタル放送の特性を生かした放送を行っている。 ・平成 29 年度までの字幕放送・解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（平成 19 年 10 月 30 日）の策定

	を受け、放送事業者において、字幕放送・解説放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実を推進中。
５．　　ＩＰ同時再送信の再送信同意 　放送事業者は、「地上デジタル放送補完再送信審査会」を設立し、補完措置であるＩＰ同時再送信の技術方式について検討を行い、２００７年１０月に「地上デジタル放送ＩＰ再送信方式審査ガイドライン」を策定し、運用を開始した。ＩＰ再送信の再送信同意は、放送事業者の判断において行うものであるが、地上デジタルテレビ放送の円滑な普及の観点から、本手続きを適正に運用していく。	・放送事業者は、２００７年１０月に策定した「地上デジタル放送ＩＰ再送信方式審査ガイドライン」を踏まえて、ＩＰ再送信の再送信同意手続きについて、透明かつ適正な運用を行い、２００８年５月から、電気通信役務利用放送事業者による地デジのＩＰ再送信サービスが東京で開始。
６．　　共聴施設のデジタル化に伴う区域内再送信同意の簡素化 　上記「総論　Ｉ基本的考え方」で示したとおり、共聴施設のデジタル化対応にあたっては、煩雑な手続きが必要となるが、その手続きの１つとして、有線テレビジョン放送法の規定により、共聴施設のうち、ある程度の規模を有するものについては、放送事業者から地上デジタルテレビ放送の再送信同意を得ることが必要になる。 　そこで、非営利であって、同一建築物内又は届出対象のような共聴施設が、区域内再送信のみを行う場合については、当分の間、手続きを簡素化する手法や条件について、２００７年度内に、その具体的条件を示すこととする。	・放送事業者は、共聴施設のデジタル化に伴う区域内再送信同意の簡素化について、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、「既設共聴施設のデジタル化対応に伴う区域内再送信同意の簡素化」として、２００８年３月に公表。２００８年５月に、各放送事業者の対応を整理し、共聴施設の工事業界団体等に周知。

７．　　共聴施設の改修 　辺地共聴施設のデジタル化改修にあたって、ＮＨＫは、アナログテレビ放送時に果たしてきた責任と同様の責任を引き続き果たして行くことを基本として、その役割を果たしていく。 　民放についても、辺地の共聴施設が、アナログテレビ放送中継局のエリアの外に建設された施設であることを前提としつつも、各放送事業者のアナログテレビ放送が受信・再送信されていることから、総務省、ＮＨＫと協力し、情報提供、受信者からの相談体制の整備など、必要な援助を行う。	・ＮＨＫでは、ＮＨＫ共聴施設のデジタル化改修に取り組むとともに、自主共聴施設のデジタル改修の早期実施を促すため、地上デジタル放送の受信点調査の希望がある自主共聴施設に対し、２００８年５月から受信点調査を実施中。 ・民放についても、共聴施設のデジタル化改修の促進に向けて、放送番組の中で改修方法等を紹介するなど、放送による周知広報を実施している。
８．　　アナログ放送の終了計画等 　アナログ放送を終了する際に生じるであろう課題の把握と対応体制の在り方について、総務省とともに、２００８年８月までに基本案を検討し公表する。 　また、アナログ放送終了のための具体的計画について、総務省とともに検討を行い、２００８年８月までに立案し、公表・周知する。	・放送事業者は、アナログ放送を終了するまでに生じるであろう課題等について、総務省とともに、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」に報告。 ・放送事業者は、アナログ放送終了のための具体的計画について、総務省とともに、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、「アナログ放送終了計画案」として、２００８年４月に公表。
９．　　衛星によるセーフティネット 　２０１１年のアナログ放送終了までに、デジタル中継局等の整備により地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域については、衛星により地上デジタル放送の番組を送り届けられるよう、総務省とともに、具体案を作成し、２００	・放送事業者は、衛星により地上デジタルテレビ放送を暫定的に送り届ける方法について、総務省とともに、全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、２００７年１２月に「衛星セーフティネットに関する検討結果」として公表。

７年内に公表するとともに、２００９年度内の運用開始を目指して取り組む。	

【受信機メーカー】

取り組むべき事項	実施状況
１． より低廉で多様な受信機の開発・普及の推進	
①「デジタルテレビ放送受信機の普及促進 普及方策の検討」に明記された期待感も踏まえ、視聴者の選択肢の一層の拡大と、これを通じた受信機普及の更なる加速を図る観点から、以下のとおり、小型受信機に対する地上デジタルテレビ放送受信機能搭載を含めた受信機の多様化や、価格の低廉化に努める。 ｉ）テレビ受信機には、地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載するよう努める。 ⅱ）地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載した１０インチ台の小型テレビ受信機の普及を促進する。 ⅲ）車載機等の分野において、地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ端末の普及を促進する。	① 受信機メーカーで、小型受信機に対する地上デジタルテレビ放送受信機能搭載を含めた受信機の多様化や、価格の低廉化に努めた結果、２００８年４月までの累計で３，４６２万台※が普及しており、月１００万台前後のペースで増え続けている。 ｉ）２００８年４月のテレビ受信機の国内出荷台数で、約９６％が地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載（参考：２００７年３月は、８４％）。 ⅱ）地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載した１０型台の小型テレビ受信機を、１０社以上のテレビメーカーより発売。 ⅲ）車載機等の分野において、地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ端末は、２００８年４月末で、１３７万台まで増加（参考：２００７年４月末で、４１万台）。
②地上デジタルテレビ放送の視聴を可能とするため、地上デジタルチューナー搭載パソコンはもとより、既存パソコンで地上デジタルテレビ放送を視聴可能とする周辺機器等の多様化に努める。	② ２００８年４月から、既存パソコンで地上デジタルテレビ放送の視聴が可能となる外付けタイプのチューナーのガイドラインが策定された結果、受信機メーカーでは、同年５月から販売開始。
③地上デジタルテレビ放送への移行の一層の円滑化を図る観点から、引き続き、録画機への地上デジタルチューナー搭載に努める。	③ 受信機メーカーは、引き続き、録画機に地上デジタルチューナーを搭載（参考：２００８年４月度に出荷されたＤＶＤレコーダーの９１．８％が地上デジタルチューナーを搭載）。
④デジタル放送ではアナログ放送にはないサービスが提供されており、受信機普及のための重要な要素になっている。とりわけ、「５．１ｃｈサラウンド放送」はデ	④ 受信機メーカー・オーディオメーカー等は、設置・導入のしやすいテレビラック一体型タイプなど、５．１ｃｈサラウンド放送受信・再生機器の提供に努めるとともに、５月１日を「サラウンド

※社団法人電子情報技術産業協会（ＪＥＩＴＡ）による。なお、総務省では、３，４７１万台（２００８年４月末。ＪＥＩＴＡ、日本ケーブルラボ調べ）を使用している。

ジタル放送の優れた特徴を生かした新しいサービスの一つであり、受信機メーカー・オーディオメーカー等は、設置・導入のしやすい５．１ｃｈサラウンド放送受信・再生機器の提供に努める。また、放送事業者と連携して各種イベントによる啓発活動を通じ、５．１ｃｈサラウンド受信・再生機器等の普及を促進する。 ⑤デジタルテレビ放送全体の普及を図る観点から衛星デジタルテレビ放送（ＢＳ、１１０度ＣＳ）と地上デジタルテレビ放送のすべてに対応した３波共用受信機器の普及を引き続き推進し、受信機器の低廉化に努める。その一方で、視聴者ニーズに合致した多種多様な受信機器として、低価格の地上デジタルテレビ放送専用受信機の商品化等を鋭意推進する。 ⑥地上アナログ放送を視聴されている方が､引き続きアナログテレビ受信機を使い続けることを希望される視聴者のニーズに対応できるよう、同テレビ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための地上デジタルチューナー等の低廉化に努める。 なお、ここで言う“アナログテレビ受信機”とは、地上デジタルチューナーを搭載していないテレビ受信機を意味し、(1)アナログテレビ（従来のテレビ､4:3 若しくは 16:9)、(2) ＢＳアナログハイビジョンテレビ、(3) ＢＳ・１１０度ＣＳデジタルハイビジョンテレビ等を示す。	の日」と定め、５．１ｃｈサラウンド受信・再生機器等の普及を促進する活動を展開。 ⑤ 受信機メーカーは、３波共用受信機器の普及を引き続き推進し、受信機器の低廉化に努めるとともに、視聴者ニーズに合致した多種多様な受信機器の商品化を推進。また、一部の受信機メーカーが地上デジタルテレビ放送専用受信機を商品化。 ⑥ 一部の受信機メーカーでは、社団法人デジタル放送推進協会（Ｄｐａ）が２００７年１２月に策定した「簡易なチューナー」の仕様ガイドラインに沿って、アナログ受信機でデジタル放送を視聴するための必要最小限の機能を持つチューナーを検討中。
２．　すべての視聴者にとって使いやすい受信機等の推進	

大型の操作ボタンや機能別配色など、高齢者や障害者を含め、すべての視聴者にとってより使いやすい受信機器やリモコンの開発について、引き続き、視聴者のニーズを踏まえて、取り組む。	① 総務省より、２００８年２月に、簡易なリモコンの開発とその普及推進について、社団法人電子情報技術産業協会（ＪＥＩＴＡ）に要請。これをＪＥＩＴＡが受け、メーカー各社に対し、更に使いやすい受信機器の開発、普及促進の検討を依頼。既に、一部の受信機メーカー等では、高齢者にも使いやすい受信機器やリモコンを販売又は検討中。
３．　購入者の理解の促進 ①今後、受信機器の機能の多様化が進むため、購入者が購入に際してその機能を十分理解できるよう努める。特に、機能が限定されたデジタル受信機器や録画機器等にあっては、機能が限定されていることについて、カタログ、取扱説明書等購入者にわかりやすい方法で明示するよう努める。 ②異なるメーカーの機器接続等に円滑に対応できるよう、メーカー間の協力により、対応マニュアル、Ｑ＆Ａ等の一層の充実を図るよう努める。 ③受信機器の販売に際しては、放送普及基本計画におけるデジタルテレビ放送への移行のスケジュールやアナログテレビ放送の終了時期に沿って、地上及びＢＳのアナログテレビ放送の終了時期が正確かつ確実な形で国民視聴者に伝わっていくよう、告知シール貼付、店頭での告知などにより適切に周知を継続的に行っていく。	① 購入者が購入に際してその機能を十分理解できるよう、カタログ、Ｗｅｂ等わかりやすい方法で明示。 特に限定のある機能や操作については、カタログ等ではっきり明示するとともに取扱説明書や画面においてわかりやすい方法による説明に務めている。 ② 異なるメーカーの機器接続に対しては、各社のカタログ、取扱説明書等の中で、購入者に誤認を与えないように対応。 ③ 受信機メーカーは、総務省のアナログテレビ放送終了告知シール貼付への協力、店頭での告知などにより周知を継続的に実施。

４． アフターサービスの充実 デジタル受信機器の購入者が安心して機器を使用し続けられるよう、購入者からの問い合わせに対して引き続きカスタマーセンター等において対応を行う。	・受信機メーカーは、購入者からの問い合わせに対し、引き続きカスタマーセンター等において対応。
５． アナログテレビのリサイクル対策への取組 アナログテレビのリサイクルについては、家電リサイクル法に従い対応してきた。今後とも、廃棄量増大への対応検討を関係省庁とも連携して継続的に取り組んでいく。	・受信機メーカーは、アナログ受信機の廃棄・リサイクル量について社団法人電子情報技術産業協会（ＪＥＩＴＡ）において検討を行い、２００８年３月に、廃棄・リサイクル量の予測を修正。
６． 需要量に的確に対応した供給 ２０１１年に向けて需要が増加すると見込まれる地上デジタルテレビ放送に関するデジタル受信機器等について、需要量に的確に対応できるよう努める。	・受信機メーカーは、社団法人電子情報技術産業協会（ＪＥＩＴＡ）においてデジタル受信機器等の需要動向について将来見通しの見直しを行い、２００８年２月に公表。

【販売店】

取り組むべき事項	実施状況
１．　人材育成 デジタルテレビ放送の受信機器及びそれに接続する周辺機器の販売及び設置に当たっては、従来のアナログ対応の場合と比べ、高度な商品知識や技術が求められることから、販売店においては、その習得を積極的に行う必要がある。このため、メーカー、販売店を中心に、放送事業者等の協力も得て、デジタルテレビ放送に対応した知識や技術を持つ人材を育成するための講習会等の開催の充実を図る。	・全国電機商業組合連合会では、都道府県単位での組合を中心にデジタルテレビ放送に対応した知識や技術を持つ人材を育成するため、講習会等を随時開催し、一般消費者への相談、問い合わせに的確に対応できる人材の育成を行っている。 ・家電販売店・量販店では、店員等のデジタルテレビ受信に係る技術向上と消費者に正確な説明をする体制整備を目的として総務省コールセンター・Ｄｐａ・受信向上委員会の三者で開催する「地上デジタル放送講習会」に参加（２００７年度９７回開催。延べ５，５９９名が参加）。
２．　購入者への説明の徹底 テレビ放送受信機の購入者が、正しく理解して購入、使用できるよう説明するよう努める。特に、以下の点に留意する。 ①デジタル受信機器の販売に際しては、購入者が希望する地域においてデジタルテレビ放送の視聴が可能であるかを確認の上、購入者に説明するとともに、適切な取り付け工事が行われるよう留意する。アナログテレビ放送の受信のみを設定する場合には、デジタルテレビ放送への切り替えに際しては、再度設定が必要となる場合があることを説明する。 ②機能が限定されたデジタル受信機器や録画機器等の販売に際しては、機能が限定されていることについて、	・販売店では、例えば、地上デジタル放送を受信するためには、アンテナ設置が必要である場合があることなど、テレビ放送受信機の購入者が、正しく理解して購入、使用できるよう説明。 ・全国電機商業組合連合会では、会員４６都道府県電機商業組合の協力を得て、地上デジタル放送に関する受信設備を整える設置、接続、操作方法等、消費者の依頼に対応するシステム「家電困りごと相談センター“デジタル１１０番”」を２００８年４月から開始。

購入者に、わかりやすい方法で明示し、説明する。 ③受信環境を整えるためには、諸費用（アンテナ、施工設置、操作説明など）が必要であることを説明する。 ④アナログ受信機器の販売に際しては、終了告知シールの貼付を確認するとともに、アナログテレビ放送は２０１１年に終了し、チューナー等の取り付けが必要となることを説明する。	
３．　アフターサービスの充実 デジタル受信機器の購入者が、快適に機器を使用し続けられるよう、アフターサービスの充実を図る。	・販売店では、デジタル受信機器の購入者が、快適に機器を使用し続けられるよう、操作方法や接続関係の対応ができる体制づくりを充実。
４．　デジタル放送のメリットが体感できる機会の提供 地域の消費者に、デジタル対応テレビの魅力を十分に伝えるために、店頭で地上デジタルテレビ放送のメリットが体感できるような工夫をする。	・販売店では、店頭又は展示会場にて特設コーナーを設けて地上デジタルテレビ放送のメリットが体感できるよう推奨。
５．　工事業者等と連携した計画的工事の促進 視聴者の住宅等において、デジタル化のためのアンテナ工事や配線工事等が早期に実施されるよう、工事業者等関係業者と連携して、周知広報等も含めて取り組む。	・販売店では、デジタルテレビ等の購入者に対して、総務省作成のチラシ等を用いて、ＵＨＦアンテナの必要性を説明するなどの取組を実施。
６．　アナログテレビのリサイクルへの取組 地上放送のデジタル化に伴うアナログテレビのリサイクルを確保する観点から、消費者理解の向上に向けた取組を行	・販売店では、デジタルテレビ等の購入者時に、アナログテレビの廃棄・リサイクルに関する説明・引き取りを行うなどの取組を実施。

う。	

【地方公共団体】

取り組むべき事項	実施状況
１．　周知・広報活動等 地上アナログテレビ放送のデジタル化に関する地域住民の理解醸成のため、広報紙等を通じた周知文書の掲載、総務省作成パンフレット等の配付や、地域消費生活センターが主催する消費生活講座、市民活動による各種市民講座等の機会を活用し、総務省、Ｄｐａ、放送事業者、家電メーカー等関係者を講師として招く場を提供する等、住民への周知等を強化する。	・地方公共団体では、各団体の実情を踏まえて、広報紙や自治体 HP 等による周知、総務省作成パンフレット等の配付、受信説明会の開催・協力等の取組を実施。
２．　自治体施設を原因として設置された共聴施設への対応 当該地域における地上デジタルテレビ放送の直接受信の可能性を把握するとともに、当該共聴施設の利活用可能性もあわせて検討し、共聴施設組合及び組合加入住民に対し、地上デジタルテレビ放送への移行に向け、適切な対応を進める。	・地方公共団体では、既に、地方公共団体施設を原因とする受信障害について調査等を実施している団体もあるが、今後は、２００８年６月にとりまとめられる予定の「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」の「アクションプラン」も参考に、地方公共団体施設を原因とする受信障害対策に取り組んでいく予定。
３．　辺地共聴施設等への対応 総務省が２００８年度予算要求している地上デジタルテレビ放送の辺地共聴施設又は中継局のデジタル化改修に対する支援に関し、予算編成動向を注視する。支援の実施にあたっては、地方公共団体は、国、放送事業者と情報の共有に努めるとともに、地域における辺地共聴施設等へのデジタル化改修促進のために可能な限りの対応を行う。	・地方公共団体では、２００８年度予算で、辺地共聴施設の改修を支援する制度が拡充されたことを踏まえて、地域におけるデジタル化改修促進のための説明会等を開催し、国の財政支援の利用について辺地共聴施設の設置者へ働きかけを実施するほか、計画的な施設改修を推進するための取組を行っている団体もある。

４．　　地方公共団体施設のデジタル化 　地上デジタルテレビ放送を受信するためには、アンテナ交換、構内配線改修、ブースター等の交換等の工事が必要となる場合があることを踏まえて、各地域の工事業者等の対応にも配慮して、地方公共団体施設のデジタル化に適切に取り組む。	・地方公共団体では、既に、地方公共団体施設のデジタル化に取り組んでいる団体もあるが、今後は、２００８年６月にとりまとめられる予定の「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」の「アクションプラン」も参考に、地方公共団体施設のデジタル化に取り組んでいく予定。
５．　　受信環境把握への協力 　地方総合通信局及び放送事業者が、２０１１年の時点で地上デジタルテレビ放送の視聴が困難な世帯に関して現状把握を行う際に、地方公共団体の協力が不可欠であることを勘案し、地方総合通信局から地方公共団体に対して協力依頼がある場合には、受信電界が弱い地域の受信実態把握のための辺地共聴施設の現状把握について、各団体の過度な負担にならない範囲で、情報提供などを行う。	・地方公共団体では、受信電界が弱い地域の受信実態把握のため、辺地共聴施設等の現状把握調査を自主的に実施している団体もある。また、地方総合通信局からの協力依頼を受け、辺地共聴施設等に関する現状について、随時、情報提供を行っている。
６．　　アナログテレビの適正廃棄・リサイクルへの協力 　アナログ放送が終了し、デジタル放送に完全移行する際に、廃棄されるアナログテレビは、家電リサイクル法等により適切に処理されるべきであるが、国の「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等における取組を踏まえて、各地方公共団体としても、こうした国の取組に協力していく。	・地方公共団体では、２００８年６月にとりまとめられる予定の「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」の「アクションプラン」も参考に、国の取組に協力をしていく予定。

７． デジタル化に便乗した悪質商法への対策への協力 地上放送のデジタル化への対応について、十分な知識を持っていない場合、悪質商法の被害にあうおそれがあることから、国の「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等における悪質商法対策に関する取組を踏まえて、各地方公共団体としても広報について協力を行う。	・地方公共団体では、悪質商法対策について、既に周知広報に取り組んでいるところもあるが、２００８年６月にとりまとめられる予定の「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」の「アクションプラン」も参考に、広報の協力を行う予定。
８． 地方公共団体としての立場からの適時の提言等 ２０１１年のデジタル全面移行時まで残された期間がわずか３年８ヶ月足らずという状況にあるにも関わらず、地域間格差のない地上デジタルテレビ放送の普及の実現に向けてはなお諸課題が残っていると考えられる。引き続き地上デジタルテレビ放送の普及状況について注視するとともに、地方公共団体の視点及び立場から、必要に応じて、関係者に対する提言等を実施していく。	・各地方公共団体の立場で、地上デジタル放送への移行に関する提言を実施。 ・「地上デジタル放送普及対策検討会」の立場で、情報通信審議会に「『衛星によるセーフティネットに関する検討結果について』への意見」を提出。

【ケーブルテレビ事業者】

取り組むべき事項	実施状況
１．　ケーブルテレビ事業者間のネットワーク化やヘッドエンド共用化等による事業者間の連携、ＨＩＴＳの導入、共聴施設の統合等を一層促進すること等により、地上デジタルテレビ放送及びＢＳ・ＣＳデジタルテレビ放送の再送信を図る。その際には、既にケーブルテレビに加入している視聴者に加え、ケーブルテレビへの加入を検討中の住民等に対して、他メディアとの比較考慮が容易に可能となるよう、ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の視聴可能エリアや提供条件等の情報を適切かつ的確に提供等していくこととする。	・各ケーブルテレビ事業者においては、地上デジタルテレビ放送の再送信サービスを含むサービス提供エリア情報やサービスプラン、地上デジタル放送の受信方法等について、各社のホームページの活用等を通じた情報提供の充実を図った。 ・日本ケーブルテレビ連盟においては、自らの居住地が町丁目レベルでサービス提供エリアか否か、いつからサービス開始予定か等をホームページ上で容易に確認できるシステムを構築・整備したところであり、現在、早期の運用開始に向けた準備を進めている。 ・日本ケーブルテレビ連盟内に地上デジタル放送等に係る消費者からの相談等の受付窓口を設置した。また、一部のケーブルテレビ事業者においても地上デジタル放送の専用相談窓口を設置した。
２．　２００６年１２月に改訂されたケーブルテレビ事業者による地上デジタルテレビ放送の普及目標を踏まえ、地上デジタルテレビ放送のデジタル再送信を進める。 　この普及目標に加え、ケーブルテレビ事業者がデジタル再送信を図る上での前提となるケーブルテレビ施設面における地上デジタルテレビ放送対応に関する地域毎の進捗予定として、２００７年８月に改訂した「ケーブルテレビの地上デジタルテレビ放送対応ロードマップ」においては、２０１０年末時点においてホームパス数のうち９９．９%が地上デジタルテレビ放送に対応する予定である。この状況を踏まえ、ケーブルテレビ事業者においては、地上アナログテレビ放送終	・ケーブルテレビ事業者による地上デジタルテレビ放送の普及目標上、当面の目標としている２００８年の北京オリンピックの時点でのケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の視聴可能世帯数２０００万世帯を、前倒しで達成した（２００８年３月末現在)。 ・ケーブルテレビ施設面における地上デジタルテレビ放送対応に関する地域毎の進捗状況等を効率的かつ機動的に把握・提供する方策として、日本ケーブルテレビ連盟において構築・整備した情報システムの活用策を検討した。

了までの出来るだけ早期に、すべてのケーブルテレビ施設においてデジタル対応を完了するよう、引き続き最大限の努力を行っていくものとする。	
３．　特に、都市受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設等への取組については、今後、国を中心として関係業界等との密接な連携のもと周知広報等が強化されることを踏まえ、ケーブルテレビの公共性や社会的使命等に鑑み、 ○ ケーブルテレビ事業者全体として、視聴者からの問い合わせへの対応や理解促進を推進するための望ましい在り方や具体的方策を検討し、その結果に基づき全国のケーブルテレビ事業者により対応を行うこと ○ 共聴施設による視聴者に対して、ケーブルテレビ事業者が提供するサービスやそれに要する設備改修の内容、費用等について十分に説明し、視聴者の理解に基づき対応を行うことを基本として適切に推進していく。 　また、地上波では地上デジタルテレビ放送が送り届けられない地域に対して、ケーブルテレビにより、地上デジタルテレビ放送を送り届けられるよう、積極的に取り組む。	・ケーブルテレビ事業者全体として、国を中心として強化される都市受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設等への取組に貢献していく具体策を検討するため、日本ケーブルテレビ連盟内に「地上デジタル放送普及推進委員会」を設置した。 ・都市受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設のケーブルテレビへの接続状況等について国と協力して調査を実施した。 ・国が中心となり開催されている共聴施設管理者等向け説明会を通じた周知広報に積極的に貢献した。 ・Ｄｐａ、総務省が主催する「“地デジ準備”全国キャラバン＆受信説明会」に参加し、全国キャラバン実施の際、各地のケーブルテレビ事業者が協力することになった。
４．　２００７年１２月１日から開始される新たなＢＳデジタル放送（ＢＳ９チャンネル）の再送信について、ケーブルテレビ事業者全体としての動向を把握しつつ、同放送を含むすべてのＢＳ放送を再送信可能とするための対応を取ることが望ましいとの基本認識のもと、ケーブルテレビ事業者は、引	・ケーブルテレビによるＢＳ９チャンネルの再送信の動向を効率的かつ機動的に把握する方策として、日本ケーブルテレビ連盟において構築・整備した情報システムの活用策を検討したところであり、今秋までにその動向を取りまとめることとしている。

き続き、視聴者ニーズ等も踏まえた所要の対応を行うものとする。	

【ＢＳテレビ放送事業者】

取り組むべき事項	実施状況
ＢＳアナログテレビ放送の終了は、視聴者の利便性とわかりやすさを考慮し、地上アナログテレビ放送終了と同一時期を目指し、地上・ＢＳ一体となって、周知広報する。	・ＢＳ放送に関係する事業者、団体及び総務省は、ＢＳアナログテレビ放送の終了期限が、地上アナログテレビ放送と同じ平成２３年７月２４日までと決定されたことを受け、ＢＳアナログ放送を混乱なく終了させ、ＢＳデジタルテレビ放送への円滑な移行を実現することを目的として、「ＢＳアナログ放送の終了に係る関係者連絡会」を設立した。

【社団法人デジタル放送推進協会（Dpa)】

取り組むべき事項	実施状況
１.　Ｄｐａは､地上デジタルテレビ放送への円滑な移行と安定的な運用を図るため、普及推進の中核として、地上デジタルテレビ放送及びその受信の普及促進、放送エリア情報の周知・広報、国民視聴者からの問い合わせや質問に答える視聴者対応、地上デジタルテレビ放送に関する調査・研究、送・受信技術に関する規格化の推進、エンジニアリングサービスの運用､放送番組の著作権保護に関する関係事業者との連絡、調整、契約に関する業務などに引き続き積極的に取り組む。	・次々と開局する中継局の詳しいエリア情報を提供し、円滑なデジタル移行を支援するために、Ｄｐａホームページ上の「エリアのめやす」を全面的にリニューアルし、基幹局・中継局ごとに表示することとし、居住地域がどの中継局のサービスエリアであるか、判別できるようにバージョンアップした。（4 月） ・なぜアナログ放送を終了するのか？　なぜデジタル放送に移行するのか？　など視聴者の素朴な疑問にわかりやすく応えるために、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層に人気のあるタレント、ザ･たっちの出演で、3 分～4 分程度のビデオクリップを 5 種類制作し、ホームページで公開した。目の不自由な方むけに解説放送、耳の不自由な方むけに字幕を追加したバージョンも制作し掲載した。（12 月）
２.　普及促進業務については､２０１１年７月の地上デジタルテレビ放送への全面移行に向けて､｢アナログテレビ放送終了の周知徹底」と「デジタルテレビ放送の普及促進」を大きな柱に据えて、可能な限りの周知広報・普及促進事業を展開する。 周知・広報にあたっては、特に居住形態や受信形態ごとにデジタル放送を受信するために必要な対応が異なることを踏まえて、デジタル受信機購入、アンテナ交換・改修、共聴施設改修等、具体的に必要な対応を視聴者に周知・広報するこ	・受信機の普及に伴って急増している視聴者の個別具体的な疑問に応え正確に理解してもらうために､4 回シリーズの新聞広告を展開した。１回目は｢3 年後の 2011 年にアナログ放送が終了することをお知らせする」もの、2 回目は「地デジを見るにはどんな方法があるのか、それぞれどれくらいの費用がかかるのか、その目安を紹介する」もの、3 回目は「地デジを見るにはＵＨＦアンテナが必要と訴える」もの、4 回目は「マンションなど集合住宅にお住まいの方に早めの準備をお願いします、と呼びかける」もの。（3 月） ・アナログ放送終了の周知徹底と地デジ普及推進を進めるため､「“地

とに努める。 とりわけ２００８年中に、地上デジタル受信機器の世帯普及率５０％突破を目指して、普及促進の各種施策を実施する原動力となる。	デジ準備”全国キャラバン＆受信説明会 2008」事業を積極的に展開すべく周到な準備を整えた。
３． 活動に当たっては、ＮＨＫ、民放等の放送事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機メーカー、および販売店などの流通、国や地方公共団体等と密接に連携するとともに、当全国会議、「全国地上デジタル放送推進協議会」等デジタルテレビ放送の普及推進を目的とした関係団体とも連携を強化し、普及推進の中心的な役割を担うこととする。	・消費者が全国の家電店でデジタル放送受信機器を購入する際に、ＵＨＦアンテナやブースターなどの要不要、集合住宅の設備改修の必要性など、受信方法までも含めた適切なアドバイスができるように、主に家電店店員を対象とした「ｅ－ラーニングコンテンツ」を開発し、ホームページ上で公開した。電商連、大手量販店などを訪問し活用を呼びかけた。（１～2 月）
４． 受信機器の機能に関する視聴者のニーズに応えるため、多様な形態・機能を有する様々なタイプの機器が、今後、登場することが予想される。購入者が、受信機器の様々な機能について十分な理解をした上で購入できるように、受信機メーカー、販売店等と連携して、引き続き、簡易な機能表示の方法などを検討する。	・消費者が正しく購入できるように、地デジロゴマークの運用管理を適切に実施し、同時に必要なデメリット表示などについて受信機メーカーに要請を行っている。 ・簡易な地デジチューナーも重要なラインナップとして捉え、仕様ガイドライン策定に参画し、関連メーカーを対象に説明会を実施した。(2 月) ・簡単リモコンを含めて地デジ受信機器の使い勝手向上のために、消費者団体の方々から意見を伺い、関係先に適切なフィードバックをした。(4 月)